

京都市市長会会則

昭和29年10月2日 制定
昭和48年4月24日 改正
昭和57年4月22日 一部改正
平成元年10月9日 全面改正
平成20年4月23日 一部改正
(副会長2名、役員任期2年、相談役設置等)
平成21年4月22日 一部改正(監事2名)
平成22年4月22日 一部改正(職務代理者順位)
平成26年4月17日 一部改正(定例会開催季)

(名称)

第1条 本会は、京都市市長会という。

(目的)

第2条 本会は、京都市下各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と発展に資し、もって地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、京都市下各市の市長をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 都市行財政に関する調査研究
- (2) 都市の発展に関する調査研究
- (3) 研修会、講習会等の開催
- (4) 全国市長会、その他関係団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 監事 2名 部会長 3名

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。職務代理の順位は、市長就任日の早い市長を第1位とする。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 部会長は、部会の会務を処理し部会を代表する。

(役員を選任方法及び任期)

第6条 役員任期は2年とし、市長の互選により定める。

- 2 補欠のために選任せられた者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後、後任者が決定されるまではその職をおこなうものとする。

(顧問、参与及び相談役)

第7条 本会に顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、総会の意見を聞き会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(会議)

第8条 総会は定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会及び臨時会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 定例会は年2回、春季・秋季に開催する。
- 4 臨時会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 5 本会に、三役会、役員会及び部会を設置する。
- 6 三役会及び役員会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。
- 7 部会は、行財政部会、社会文教部会及び経済部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

(協議事項)

第9条 総会に付する事項があるときは、総会開催10日前までに理由をつけて会長あて送付するものとする。

(経費)

第10条 経費は各市分担金、補助金その他収入をもって充てる。

- 2 各市分担金の金額及び分担方法は、総会で定める。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 決算は、監事の審査に付し、その意見を付して総会の承認を得るものとする。

(改廃)

第13条 この会則に改廃等の必要があるときは、総会において承認を得なければならない。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。